

令和5年第5回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和5年4月26日（水）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（高力委員、黒松委員）

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第32号 琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例の一部改正について

議案第33号 琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

議案第34号 琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第35号 町立各小・中学校学校運営協議会委員の任命について

議案第36号 町立学校の主任・主事等について（任命）

議案第37号 琴浦町社会教育委員会委員の委嘱について

議案第38号 琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第39号 浦安地区公民館運営協議会委員の委嘱について

6 報告事項

報告第1号 専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

7 協議事項

（1）教育行政の点検及び評価の具体的な方法について

（2）計画訪問の実施について

その他

・琴浦町小中学校一斉公開について

9 閉 会

次回定例会：令和5年5月 日（ ） 13時30分～

## 令和5年4月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 校区外・区域外就学の承認について  
(別紙のとおり)

## 校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

### 【校区外就学】

番号	学年	校区外就学校	指定校	校区外就学期間	住所	認定要件	備考
1	新小4	船上小学校	赤碕小学校	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	琴浦町赤碕	(3)	継続
2	新小1	赤碕小学校	船上小学校	令和5年4月1日～ 令和5年10月31日	琴浦町八幡	(2)	新規

### 【区域外就学】

番号	学年	区域外就学校	指定校	区域外就学期間	住所	認定要件	備考
1	新小1	倉吉市立上灘小学校	浦安小学校	令和5年4月1日～ 令和5年7月31日まで	琴浦町浦安	(2)	新規
2	新小3	倉吉市立上灘小学校	浦安小学校	令和5年4月1日～ 令和5年7月31日まで	琴浦町浦安	(2)	新規
3	新小1	赤碕小学校	川西市立明峰小学校	令和5年4月1日～ 令和5年4月24日まで	川西市	(2)	新規

### 〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

#### (認定要件) 第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

# 令和5年4月教育委員会定例会報告

社会教育課

1. ねんりんピックはばたけ鳥取2024の開催について（別紙のとおり）

2. レスリングアジア選手権大会3位入賞について

レスリングのアジア選手権が4月10日、カザフスタンのアスアナで行われ、前田祐也さん（向原出身）が男子グレコローマンスタイル82キロ級に出場し3位入賞されました。

町より「琴浦町スポーツ国際大会出場奨励金交付規則」に基づき、奨励金を交付予定。

令和4年4月12日日本海新聞掲載

**前田 協会 3位** **グレコ 82キロ級**

**「やれることを  
すべてやれた」**

レスリングアジア選手権  
は3位だった。  
準決勝に進出した前田は昨年2位のディアス・カレン（カザフスタン）に敗れたが、3位決定戦で同3位のムハマトコディル・ラスロフ（ウズベキスタン）と対戦。第1ヒリオドで巧みなディフェンスからポイントを奪うと、第2ヒリオドは積極的に攻めて3-1で下した。

4年ぶり出場の国際大会に前田は「緊張もせず、やれることをすべてやれた。とにかく下からず戦えた」と明るく振り返った。県職員として鳥取育英高で事務業務に従事する。3月の知事表敬でメダル獲得を誓った上で成果を出して「いつも仕事場の仲間に支えられている。早く鳥取に帰って報告したい」と声を弾ませた。  
(椎葉直)

レスリングのアジア選手権は10日、カザフスタンのアスアナで行われ、鳥取県勢は男子グレコローマンスタイル82キロ級の前田祐也（県協会）が3位に入り、国際大会では2017年スペイン・グラナダの3位以来となるメダルを獲得した。67キロ級の曾我部京太郎（日体大）が準優勝に輝き、60キロ級の河名真偉斗（自衛隊）、97キロ級の奈良勇太（警視庁）

(C) The Shin Nihonkai Shimbun Co. Ltd

3. 河本家春の特別公開について（別紙ちらしのとおり）

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024（第 36 回全国健康福祉祭とっとり大会）の開催について

社会教育課

## 1. 大会概要について

「ねんりんピック」は、60 歳以上の方をはじめ、すべての世代の方が楽しむことのできる、スポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典で、「咲かせよう 砂丘に長寿と 笑みの花」をテーマに、鳥取県で初めて開催されます。

大会をきっかけとして、町民にとっても生きがいを持って心身共に元気で居続けられる、健康寿命・生涯現役につながる活動の促進を図ります。

開催日：R6 年 10 月 19 日（土）～22 日（火）

1 日目：開会式（鳥取市）、監督会議（各競技ごと）

2 日～3 日目：各会場で開始式、競技運営

4 日目：準決勝、決勝戦、閉会式・表彰式（種目ごと）

主催：厚生労働省、鳥取県、一財）長寿社会開発センター

共催：スポーツ庁

競技運営：各市町で種目ごとに会場運営

## 2. 琴浦町の実施内容

種目：ソフトボール（米子市、南部町、大山町、琴浦町の 1 市 3 町で実施、琴浦町が幹事町）

会場：東伯総合公園 野球場、多目的広場（競技）

実施内容：

### ○事業について

必須事業	任意事業
①スポーツ・文化交流大会 監督会議、開始式、競技実施、表彰式等	①市町村独自イベント（地域の特色を出したおもてなしイベント） 歓迎イベント、地元特産品の紹介・販売、観光物産 PR、郷土料理試食 など
②健康づくり教室 体力測定・健康測定、健康づくりの指導、ニュースポーツ指導、健康づくりの推進に関する啓発 など	②リハーサル大会 ソフトボールでは実施しない

### ○運営について

・市町村実行委員会を組織し、実施



全国から多くの来場を見込み、国・県からの財政支援あり →※町の PR の機会と位置づけて、各分野の担当課長による運営部会を組織し、内容・体制等を検討。

# 2023年度

## 人権・同和教育

# ファシリテーター

# 養成講座

地域又は PTA などでの人権・同和教育の指導的役割を担っていく人材を増やしていくために人権・同和教育推進部などの部員研修として、琴浦町小・中学校の PTA 対象にファシリテーター養成講座を開催いたします。

### 講座内容

ファシリテーター養成講座を部員研修として約 5 回程度受講して頂き、ワークショップ(参加体験型学習)のファシリテーター(進行役)の心得を学び保護者全体研修会などの研修会運営・司会・進行までを行う講座です。

### <講座内容 (案) >

講座回数	講師	講座内容
第1回	琴浦町人権教育推進員 鍋島しのぶ	<ワークショップ体験> 「ふつつ、目玉焼きには『しょうゆ』でしょう！」
第2回	琴浦町人権教育推進員 鍋島しのぶ	<ワークショップとは ファシリテーターの心得>
第3回	琴浦町人権教育推進員 鍋島しのぶ	<模擬実践発表> 実践発表に向けての準備
第4回	講座受講者	<実践発表> 保護者研修会等
第5回	琴浦町人権教育推進員 鍋島しのぶ	<振り返り・反省> 実践発表について

※講座回数・講座内容などは人権・同和教育課までご相談ください。

活動の様子（船上小学校PTA） ※令和元年度、2年度のもの



＜ファシリテーターの心得＞の様子（R1）



＜実践発表＞の様子①（R1）



＜実践発表＞の様子②（R1）



＜実践発表＞の様子③（R1）



＜ワークショップ体験＞の様子①（R2）



＜ワークショップ体験＞の様子②（R2）

<2023年度>

## ◆ファシリテーター養成講座◆

地域又は PTA などでの人権・同和教育の指導的役割を担っていく人材を増やしていくために人権・同和教育推進部などの部員研修として、琴浦町小・中学校の PTA 対象にファシリテーター養成講座を開催いたします。

### 講座内容

ファシリテーター養成講座を部員研修として約 5 回程度受講して頂き、ワークショップ(参加体験型学習)のファシリテーター(進行役)の心得を学び保護者全体研修会などの研修会運営・司会・進行までを体験する講座です。

### <船上小学校講座内容>

日 程	講 師	講座内容
第 1 回 令和 年 月 日( )	琴浦町人権教育推進員 鍋島しのぶ	ワークショップ体験 「うわさのしくみ」
第 2 回 令和 年 月 日( )	琴浦町人権教育推進員 鍋島しのぶ	ファシリテーター(進行役) の心得、役割について
第 3 回 令和 年 月 日( )	琴浦町人権教育推進員 鍋島しのぶ	模擬発表 実践発表の事前準備
第 4 回 令和 年 月 日( )	講座受講者	実践発表 「うわさのしくみ」 PTA 全体研修会
第 5 回 令和 年 月 日( )	琴浦町人権教育推進員 鍋島しのぶ	来年度に向けて 振り返り等

連絡先

人権・同和教育課 52-1162 担当者(佐伯・鍋島)

## <ワークショップ教材>

### <テーマ>

「うわさのしくみ」(より良い人間関係を築くために)

#### ねらい

- ・ある情報が事実かどうか確認されないまま多くの人々に広まると、問題を起こすことがあることを知る。
- ・ひとつの情報が人から人へ伝わって「うわさ」になる過程で、どんなことが起こるかを体験しどんな問題につながるのかを確認し合う。

琴浦町対象別人権・同和教育研修支援事業要項の一部改正

琴浦町対象別人権・同和教育研修支援事業要項の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>琴浦町対象別人権・同和教育研修支援事業要項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>(1) 略</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) 略</p> <p>3 助成金額及び実施期間</p> <p>(1) 実施団体等が行う人権・同和教育研修会の講師謝金について、<u>18,000円</u>を限度として助成する。</p> <p>ただし、金額は、社会教育、公民館活動に係る講師謝金の目安額に準ずるものとし、個人については所得税を控除するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p><b>【参考】</b> 社会教育、公民館活動事業に係る講師謝金の目安（当初予算要求資料）</p> <p>※<u>18,000円</u>以上の金額については <u>18,000円</u>としたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">町内</th> <th style="text-align: center;">町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学教授またはこれと同等</td> <td style="text-align: center;"><u>12,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18,000</u></td> </tr> <tr> <td>一般学識経験者</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> <td style="text-align: center;"><u>12,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	町内	町外	大学教授またはこれと同等	<u>12,000</u>	<u>18,000</u>	一般学識経験者	8,000	<u>12,000</u>	<p>琴浦町対象別人権・同和教育研修支援事業要項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>(1) 略</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) 略</p> <p>3 助成金額及び実施期間</p> <p>(1) 実施団体等が行う人権・同和教育研修会の講師謝金について、<u>10,000円</u>を限度として助成する。</p> <p>ただし、金額は、社会教育、公民館活動に係る講師謝金の目安額に準ずるものとし、個人については所得税を控除するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p><b>【参考】</b> 社会教育、公民館活動事業に係る講師謝金の目安（当初予算要求資料）</p> <p>※<u>10,000円</u>以上の金額については <u>10,000円</u>としたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">町内</th> <th style="text-align: center;">中部</th> <th style="text-align: center;">東部 西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学教授またはこれと同等</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18,000</u></td> </tr> <tr> <td>一般学識経験者</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	町内	中部	東部 西部	大学教授またはこれと同等	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>	<u>18,000</u>	一般学識経験者	8,000	<u>10,000</u>	<u>12,000</u>
区分	町内	町外																				
大学教授またはこれと同等	<u>12,000</u>	<u>18,000</u>																				
一般学識経験者	8,000	<u>12,000</u>																				
区分	町内	中部	東部 西部																			
大学教授またはこれと同等	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>	<u>18,000</u>																			
一般学識経験者	8,000	<u>10,000</u>	<u>12,000</u>																			

# 令和5年度 琴浦町小・中学校人権教育主任会

日時 令和5年5月16日(火)  
15:30~17:00  
場所 まなびタウンとうはく 4階 研修室

## 1 開 会

## 2 内 容

- (1) 鳥取県教育委員会事務局人権教育課からの説明 (県人権教育課 市谷先生)
- (2) 琴浦町人権・同和教育課からの事業説明 (町人権・同和教育課 佐伯)
- (3) 各校での取組みの意見交換  
(授業を進めるうえでの困り事や効果のあった事例など)
- (4) その他

## 3 閉 会

### 令和5年度 琴浦町小・中学校人権教育主任会 名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	東 伯 中 学 校	人権教育主任	更田 暢宏
2	赤 碕 中 学 校	人権教育主任	原田 里輝
3	浦 安 小 学 校	人権教育主任	山下 通考
4	聖 郷 小 学 校	人権教育主任	野口 賢一
5	八 橋 小 学 校	人権教育主任	岡本 香織
6	赤 碕 小 学 校	人権教育主任	小谷 明寛
7	船 上 小 学 校	人権教育主任	磯江 俊浩
8	県教育委員会 人権教育課	指 導 主 事	市谷 誠裕
9	町教育委員会 人権・同和教育課	人権教育推進委員	鍋島 しのぶ
10	町教育委員会 人権・同和教育課	主 任	佐伯 裕美

議案第 32 号

琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 4 月 26 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例(平成16年琴浦町条例第91号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)					
区分		使用料	1時間当たりの使用料		区分		使用料	1時間当たりの使用料	
			町内者	町外者				町内者	町外者
各 小 学 校 ・ 中 学 校 の 施 設 を 利 用 す る 場 合	体育館(全 面)	550円	1,100円	各 小 学 校 ・ 中 学 校 の 施 設 を 利 用 す る 場 合	体育館	550円	1,100円		
	体育館(半 面)	275円	550円	略	略				

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 議案第33号

琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和5年4月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和5年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決処分)</p> <p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第2条第1項第6号の規定のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定による学校運営協議会の委員の任命に関すること。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(専決処分)</p> <p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第34号

琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正することについて、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年9月1日教育委員会規則第7号）第2条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和5年4月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和5年琴浦町訓令第 号

琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱(平成28年琴浦町訓令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前																								
<p>(交付申請の時期等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本補助金の交付を受けようとする者は、<u>当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)を控除した額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。</u></p> <p>別表(第3条、第7条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補助事業</td> <td>補助事業者</td> <td>補助対象経費</td> <td>補助率</td> <td>重要な変更</td> </tr> </table>					1	2	3	4	5	補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	重要な変更	<p>(交付申請の時期等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本補助金の交付を受けようとする者は、<u>交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)を控除した額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。</u></p> <p>別表(第3条、第7条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補助事業</td> <td>補助事業者</td> <td>補助対象経費</td> <td>補助率</td> <td>重要な変更</td> </tr> </table>					1	2	3	4	5	補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	重要な変更
1	2	3	4	5																									
補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	重要な変更																									
1	2	3	4	5																									
補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	重要な変更																									

<p>未就学児を対象としたアートスタートの機会を提供する事業。ただし、以下に該当するものを除く。ア 入場料を徴収しない事業（ただし、</p>	<p>活動の本拠としての事務所を町内に有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により設立された法人又は営利を目的とせず、未就学児の健全育成に資</p>	<p>略</p>	<p>未就学児を対象としたアートスタートの機会を提供する事業。ただし、以下に該当するものを除く。ア 入場料を徴収しない事業（た</p>	<p>活動の本拠としての事務所を町内に有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により設立された法人又は営利を目的とせず、未就学児の健全育成に資</p>	<p>略</p>
--	---	----------	---	---	----------

<p>交付決定後に、不測の事態の発生など特別の事情により、入場料収入が見込めないと</p>	<p>する活動を行う団体。<u>ただし、保護者会、PTA等、対象範囲を限定して活動を行う団体を除く。</u></p>	<p>交付決定後に、不測の事態の発生など特別の事情により、入場料収入が見込めないと</p>	<p>する活動を行う団体。</p>
---	--	---	-------------------

町長が認めた場合は、この限りでない。)イ 会員制度を有する団体が実施する事業で、

町長が認めた場合は、この限りでない。)イ 会員制度を有する団体が実施する事業で、

当該団体の会員以外の入場料を会員よりも高く設定している事業

当該団体の会員以外の入場料を会員よりも高く設定している事業  
立 団体の会員や

特定の教育・保育施設 の園児など、参加者が 限定される事業					
-------------------------------------	--	--	--	--	--

第2条 琴浦町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条、第9条関係)

年度琴浦町アートスタート活動支援事業補助金事業計画(報告)書

団体名	
担当者	
連絡先	

事業名		
実施時期	年 月 日( ) 時 分 開場	
	年 月 日( ) 時 分 開演	
事業実施する 団体及び代表者 名(住所)		
会場	名 称	
	所在地	
入場者	総入場者数 人(内訳:未就学児 人、未就学児以外 人)	
目的		
事業内容		
出演者	名 称	
	住 所	
入場料金	※会員制度を有する場合は、会員の入場料・会員以外の入場料を記載してください。	
共催者等		
他の補助金の 活用の有無	<p>[ 有 ・ 無 ]</p> <p>※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。</p> <p>※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。</p>	
消費税の取扱い	<p>[ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 地方公共団体 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 ]</p>	
その他		

(注1)実績報告には、実施状況を示す写真、チラシ、パンフレット等を添付すること。

様式第2号中「

市町村補助金				
--------	--	--	--	--

」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

議案第 35 号

町立各小・中学校学校運営協議会委員の任命について

琴浦町立学校運営協議会規則（令和 3 年琴浦町教育委員会規則第 7 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を委員として任命したいので、本委員会の同意を求めらる。

令和 5 年 4 月 26 日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

町立各小・中学校学校運営協議会委員の変更

学校名	変更前委員名	変更後委員名
浦安小学校	桑名 愛 竹本 和博	伊山 俊彦 磯江 孝
聖郷小学校	河野 俊隆 中川 弘通	田中由佳理 浅田 康行
八橋小学校	森本 美保	小田 晴子
船上小学校	岡本 律子	福嶋 直美
東伯中学校	桑本 康昭 山下 有司	眞山 隆博 尾崎 豊久
赤碕中学校	松本 昭範 富松 幸夫	西岡 雅廣 林原 克幸

議案第 36 号

町立各小・中学校主任・主事等の任命について

琴浦町立小・中学校管理規則（平成 16 年琴浦町教育委員会規則第 14 号）第 26 条第 6 項、第 27 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 34 条の 2 第 3 項、及び第 62 条第 2 項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本委員会の同意を求め  
る。

令和 5 年 4 月 26 日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

令和5年度琴浦町立小中学校教務主任等

		浦安小学校	八橋小学校	聖郷小学校	赤碕小学校	船上小学校	東伯中学校	赤碕中学校
1	教務主任	河本 恵子	伊田 英嗣	山崎 正晴	川本 隆	岩間 薫	山根 光昭	福木 善男
2	学年主任(1年)	瀬尾 啓文					吉水 弘	尾崎 正春
	学年主任(2年)	岩田 美月					中島 航貴	中本 佳代
	学年主任(3年)	山下 通考			森田 未佳		石谷留美子	田中 愛
	学年主任(4年)				谷口 泰則			
	学年主任(5年)							
	学年主任(6年)							
3	保健体育主事	山田由美子	更田 有弘	更田 就明	横山 寛之	涌嶋 健詞	下田いづみ	山口 源太
4	人権教育主任	山下 通考	岡本 香織	野口 賢一	小谷 明寛	磯江 俊浩	更田 暢宏	原田 里輝
5	生徒指導主事						森 大樹	尾崎 正春
6	進路指導主事						石谷留美子	田中 愛
7	衛生推進者	磯江 孝	小田 晴子	浅田 康行	岸本 隆治	福嶋 直美	尾崎 豊久	早田 晶
9	防火管理者	齋尾二美世	秋田 博文	田中由佳理	井谷 初美	福嶋 直美	眞山 隆博	山本 稔
10	司書教諭	河本 恵子	豊嶋 里美	山本 美鈴	小谷 明寛	岩間 薫	三津國佳子	磯江 彩歌

議案第 37 号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成 16 年条例第 97 号）第 2 条第 2 項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 4 月 26 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

## 1 社会教育委員の氏名等

	氏名	住所	生年	備考
1	田中 由佳理			町校長会 (聖郷小)
2	高松 由美			琴浦町人権・ 同和教育推進 協議会
3	ギランガ 典子			スポーツ推進 委員
4	三浦 富美子			東伯婦人会
5	小椋 陽子			赤碕婦人会
6	西本 博志			琴浦町東伯文 化協会

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

議案第 38 号

琴浦町スポーツ推進委員の任命について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項並びに琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 4 月 26 日提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

1 スポーツ推進委員の氏名等

	氏名	住所	地区	備考
1	井勝 理絵		八橋	
2	戸田 裕彰		八橋	

2 任期 令和5年5月1日～令和7年3月31日

議案第 号

琴浦町浦安地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項並びに琴浦町公民館条例（平成17年条例第28号）第6条第2項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和5年 4月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

## 浦安地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	氏 名	住 所	生 年	備 考
(変更前)	竹本和博			浦安小学校長
(変更後)	齋尾二美世			浦安小学校長
(変更前)	桑名 愛			浦安小 PTA 会長
(変更後)	伊山 俊彦			浦安小 PTA 会長
(変更前)	岩船 洋一			スポーツ推進 委員代表
(変更後)	金光 敦			スポーツ推進 委員代表

報告第1号

専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

琴浦町職員の人事異動について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により専決したので、別紙のとおり報告します。

令和5年4月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

# 令和5年度 琴浦町会計年度任用職員

発 令

令和5年4月1日

所 属	職 名	氏 名	備 考
安田地区公民館	公民館主事・集落支援員	小林 愛華	(兼)企画政策課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において規定されている教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の運用に係る考え方について、文部科学省の考えを整理しましたので送付します。

事務連絡  
令和5年2月1日

各都道府県・指定都市教育委員会 総務担当課 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）

令和4年地方分権改革に関する提案募集において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）について、事務負担の軽減の観点から報告書の作成に係る提案がなされたところです。これを受け、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、点検・評価の運用に係る考え方について、地方公共団体に対し周知することとされました。

これを踏まえ、この度、下記のとおり点検・評価に関する考え方を整理しましたので、お知らせします。また、このことについて、都道府県教育委員会におかれては域内の市（政令指定都市を除く。）区町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 点検・評価は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくことを目的としたものであり、法の規定に基づき、着実に取り組むことが必要であること。
- 点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の点検・評価の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものであること。そのため、各教育委員会においては、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、例えば、部局横断的な行政評価のなかで行うことや、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えないこと。

その際、教育委員会が同条に基づく点検・評価を実施していることが分かるよう

に、報告書やホームページ等にその旨を明示する等の工夫があることが望ましいこと。

- ・ なお、同条第2項で規定される「教育に関し学識経験を有する者」とは、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることが期待できる者が想定されていることに御留意いただきたいこと。

### 【参考資料】

○令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

（抜粋）

【文部科学省】

（略）

（8）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告（26条1項）については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出（地方自治法（昭22法67）233条5項）をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）

# 令和4年度 琴浦町教育行政の点検及び評価（中間）

令和4年10月現在

項目	事業計画	達成指標	進捗状況
1-① 特色ある教育の推進			
ICT活用教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内デジタル環境（ホワイトボード、Wi-Fi整備）、デジタル教材等の整備を行う。</li> <li>・タブレット端末持ち帰り活用に向けた、家庭へのWi-Fi整備支援の実施</li> <li>・専門的知見を持った企業と連携した教員研修の実施</li> <li>・ICT支援員を配置し各教員の活用支援を行う。</li> </ul>	<p>情報活用能力調査による達成度：70%以上</p> <p>【参考 R3】</p> <p>情報活用の実践力 73.8%</p> <p>情報の科学的理解 63.4%</p> <p>情報社会に参画する態度 91.3%</p> <p>※情報活用能力調査は2月実施予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内のICT環境整備を行った。ホワイトボード（特別支援学級）Wi-Fi環境（職員室、校長室、保健室、体育館等）</li> <li>・端末追加整備（学校管理職用）</li> <li>・指導者用デジタル教科書を主要全教科で導入した。</li> <li>・貸出用モバイルルーター（50台）を導入、端末の持ち帰りを実施した。</li> <li>・企業と連携したICT教育研修会を開催した。</li> <li>・ICT支援員による校内での教員研修を行った。</li> </ul>
英語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語や外国文化に触れる機会を増やし、児童の興味を高めるため、小学校にALTを配置する。</li> <li>・英語学習の取組みを支援するため、英検受験料に対する助成を行う。</li> <li>・中学生の海外への関心を高めるため、JICAと連携した学習を行う。（オンラインを活用した外国語学習等）</li> </ul>	<p>英検IBAの結果</p> <p>4級レベル（中2標準）：60%</p> <p>【参考 R3】</p> <p>5級レベル 90%</p> <p>全国学調アンケートで「英語の勉強が好き」と回答した児童生徒の割合が前年度を上回る。</p> <p>【参考 R3】</p> <p>小 63.5%</p> <p>中 52.0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校2校にそれぞれALTを配置、小学校にも1名のALTを配置し、児童生徒が外国語や外国文化に触れる機会を増やした。</li> <li>・英検受験料助成申請12件</li> <li>・JICAとの連携を行っていない。</li> <li>・英検IBAの結果は今後報告。</li> </ul>

## 令和 3 年度 事業成果説明書 兼 評価書

事業番号	1533他	事業名	ICT教育推進事業			会計区分	一般会計		
担当課	教育総務課	担当係	指導係	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続				
予算区分	款 9	教育費	項 1	教育総務費	目 2	事務局費			
年度	最終予算額 (千円)	決算額 (千円)	事業費財源内訳 (千円)					備考 (その他収入の内訳)	
			国庫支出金	県支出金	その他収入	起債	一般財源		
令和3年度	47,342	47,027	0	0	0	0	47,027		
事業目的	学校教育にICTを活用することで、変化の激しいこれからの社会を生きる児童生徒が身につけるべき資質や能力にあった、新しい学びの形を実現する。								
事業の 主な 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導者用デジタル教科書 2,056 千円 前年度に小学校の一部教科でモデル的に導入した指導者用デジタル教科書を、小学校の主要教科と中学校の一部教科でも導入しました。</li> <li>○ 学習支援ソフト 13,014 千円 授業等で端末を活用するための学習支援ソフトを導入。自分の考えをまとめたり、意見を共有したりするときなどに活用しています。</li> <li>○ 教職員研修 528 千円 実施日 8月3日、10月8日 対象者 町内小中学校の教員 これからの社会を生き抜く児童生徒が身につけるべき資質・能力を基軸に、主体的・対話的で深い学びを実現する授業デザインを学ぶ実践的な研修を実施しました。</li> <li>○ 各種備品等整備 31,429 千円 学習で効果的にICTを活用するために教、員用タブレット端末、液晶プロジェクタや周辺機器等を整備しました。</li> </ul>					 			
成果と 課題	<p><b>【前年度課題の概要】</b> デジタル教科書(指導者用、学習者用)などの普及に合わせた、サポート体制を引き続き充実させる必要があります。</p> <p><b>【成果及び前年度課題に対する対応】</b> 教職員研修の実施やICT支援員の配置等により、教職員のICT活用をサポートしました。指導者用デジタル教科書や学習支援ソフトの導入により、タブレット端末の使用率が上がり、授業の効率化や準備の軽減につながりました。教職員研修により、タブレットを活かした効果的な授業をする教員が増えてきました。</p> <p><b>【次年度に向けての課題】</b> ICTの活用において教職員のスキル差があるため、引き続き研修が必要です。小学校同様、今後のICT教育を推進していくために中学校の指導者用デジタル教科書の導入が必要です。児童生徒の情報活用能力をアンケートにより把握し、力を伸ばすための取組が必要です。</p>								

◆未来カフェの意見◆

- ・保育料を安く ・オムツ代無償化などの金銭的な支援
- ・子育てを卒業した人が、他人の子育てを支援するシステム ・定年した人が送迎するシステム
- ・公民館で学童保育 ・地域の中で子どもを育てる

### ③ 「誰一人取り残さない」質の高い教育の実現

- 誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に向け、学校に ICT（情報通信技術）環境を整備し、デジタル教科書等のデジタル教材を積極的に導入します。
- 国際社会で通用する人材の育成に向け、その基礎となる英語力向上に取り組みます。
- 個人ごとの特性、環境に応じた教育機会の確保に対する支援を行います。
- 進学のための経済的負担に対する支援を行います。
- 学校における業務削減と業務効率化を進め、教員の負担軽減を行うことで教育の質の向上を図ります。

重点業績評価指標（KPI）	目標値	基準値
教員が教科指導で ICT（情報端末、大型提示装置、デジタル教科書）を日常的に活用する割合	100% (R6)	—
実用英語技能検定 3 級レベル (CEFR A1 <sup>※3</sup> ) の中学 3 年生の割合	70% (R6)	56% (R1)

#### 【具体的な事業】

- ・ 1 人 1 台情報端末の整備
- ・ デジタル教材、教育用システムの導入
- ・ ALT(外国語指導助手)、英語指導支援員の配置
- ・ 実用英語技能検定に対する助成
- ・ 特別教育支援員の配置
- ・ フリースクール<sup>※4</sup> 授業料助成
- ・ 進学奨励金、通学費助成等による経済負担の軽減
- ・ 学校現場における働き方改革の推進

※3) CEFR A1

外国語の学習者の習得状況を示すガイドラインのことで、A1 は実用英語技能検定 3 級レベル

※4) フリースクール

不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動を行っている民間施設

◆未来カフェの意見◆

- ・一人一台 PC 整備      ・地域にいながら世界とつながるグローバルな視点をもたせる
- ・個々に沿った教育学習体制      ・教育支援員の充実
- ・不登校の子どもが学習できる環境ができる
- ・高校生の交通費支援      ・大学生への授業料補助
- ・全ての子どもに楽しいと実感できる学校      ・教師が楽しく働ける環境づくり

#### ④ ふるさとを誇りに思う教育の推進

- 地域の自然、歴史、産業、人を教材とし、子どもたちが地域の一員として生まれ育ってきたふるさとを誇りに思うことができる教育に取り組みます。

重点業績評価指標 (KPI)	目標値	基準値
1年間に1回以上地域行事に参加している中学生の割合	60.0% (R6)	48.8% (R1)
コミュニティスクール <sup>※5</sup> の取り組み校数	町内すべての小・中学校 (R6)	—

#### 【具体的な事業】

- ・コミュニティスクールの立上げによる地域とのつながりを構築
- ・地域人材を講師とする学習の実施
- ・ふるさとを誇りに思う教育の充実  
(琴浦こども塾、鳥取中央育英高校との地域探求授業、鳥取大学連携など)
- ・環境学習の実施

◆未来カフェの意見◆

- ・学校や園のやっている授業や活動に地域の意見が取り入れられる仕組み
- ・地域の中で子どもを育て、地域の人と笑顔であいさつができる関係づくり
- ・学校と地域をつなげるコーディネーター      ・企業人、地域の人を先生に
- ・学校の授業で子どもがふるさとについて考える時間をつくる
- ・一度町外にでて琴浦に帰ってくるようにふるさとの良さを徹底的に刷り込む

※5) コミュニティスクール

学校だけでなく保護者や地域住民が一緒になって学校運営に関わる仕組み

## 4 重点項目

第2次琴浦町総合計画の検証結果及びアンケート、ワークショップでの意見を基に、2022年度から2026年度の5年間で町が特に課題として取り組むべき施策を重点項目として設定します。

重点項目は、各政策・施策の要素を複合する内容とし、達成によって得られる効果に着目した目標値を設定します。

項目	目標値	基準値
<b>① ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開</b> 地域ぐるみの子育て・教育と歴史の継承と文化の振興により、子どもも大人も地域の一員として地域を大切に する心を培います。ふるさとへの愛着を深め、将来的な定住化・関係人口化につなげます。		
これからも町に住み続けたいと考える人の割合	60.0% (2026年)	53.9% (2021年) 60.8% (2016年)
この地域で子育てをしていきたい人の割合	75.0% (2026年)	72.9% (2021年)
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合	小6:60.0% (2026年) 中3:40.0% (2026年)	小6:54.5% (2021年) 中3:34.9% (2021年)
<b>② 次世代につなげる産業と「食」が広げる新たな魅力づくり</b> 町の強みである自然と食を次世代につなげるため、一次産業の担い手育成を図ります。自然と食を活かした グルメや体験型コンテンツを新たな魅力として発信し、交流人口の増と地域経済の活性化につなげます。		
農林水産業における新規就業者数	30人 (2022～2026年の累計)	35人 (2015～2019年の累計)
主要品目の販売高(梨、ブロッコリー、ミニトマト、白ネギ、スイカ、繁殖和牛、酪農、グランサーモン)	50億円 (2026年)	45.8億円 (2021年)
観光入込客数	90万人 (2026年)	52万7千人 (2021年)
<b>③ 若者の定住・UJI ターンへの足掛かりとなる「住まい」と「しごと」の環境整備</b> 空き家、賃貸住宅、マイホームなどの住宅政策とあわせ商工業者の安定経営と起業・創業により町内雇用の 確保を図ります。生活基盤である「住まい」と「しごと」づくりを通じ、転出抑制とUJI ターン増につなげます。		
人口社会増減	△400人 (2022～2026年の累計)	△443人 (2017～2021年の累計)
UJI ターン者の人数	910人 (2022～2026年の累計)	828人 (2017～2021年の累計)
町内企業への新規就職者数	1,135人 (2022～2026年の累計)	1,135人 (2015～2019年の累計)
<b>④ 情報発信と対話で築く、みんなが関わる協働のまちづくり</b> 町民の声をまちづくりの起点とするための対話の場づくりとSNSによる情報発信を充実し、双方向の情報共有 を図ります。町民と行政だけでなく様々な関係者がともに考え、ともに動く協働のまちづくりにつなげます。		
広報に対する住民満足度[5満足～1不満]	3.0以上 (2026)	2.7 (2021)
地区公民館と一体化した新たな地域運営組織	9地区 (2026)	1地区 (2021)

	2	乗合タクシー事業実証実験の実施	企画政策課
	3	R7年度の運行契約更新に向けた新たな地域交通体系の検討	企画政策課
⑧	<b>駅舎の活用と駅前の魅力化</b>		
	1	駅前魅力化・駅舎活用ワークショップの開催	企画政策課
	2	地元住民、商工会、琴の浦高等特別支援学校など地域と連携した検討の推進	企画政策課 関係課
<b>(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる文化・教育のまちづくり</b>			
教育、生涯学習、文化・芸術			
①	<b>子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進</b>		
	1	学校ごとに特色を持つコミュニティ・スクールの運営	教育総務課
	2	地元産業を知り、学べる体験型学習の実施	教育総務課
	3	地域の歴史や資源を題材とした学習の実施	教育総務課 社会教育課
	4	地域のつながりや自然環境を活かした教育・保育の実践（園外保育、地域交流）	子育て応援課
	5	地域の高校等と連携したふるさと教育の推進	企画政策課 関係課
②	<b>子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり</b>		
	1	こども園から中学校まで関係機関が連携し、情報共有できる支援体制の整備	子育て応援課 教育総務課
	2	放課後など児童が安心して過ごせる居場所づくり	子育て応援課 教育総務課 社会教育課
	3	学習支援員や相談窓口の充実による安心して学べる環境の整備	教育総務課
	4	フリースクールや遠隔学習等、様々な学び方の支援	教育総務課
	5	保護者の経済的負担の軽減(進学奨励費、奨学金、通学費助成、就学援助費)	教育総務課
	6	学校施設・設備の計画的な整備	教育総務課
	7	一人ひとりの成長に合わせた特別支援(障がい児加配)の実施	子育て応援課
	8	子どもたちの創造性や主体性を育む活動の推進 (放課後子ども教室、プレーパークどんぐり、ことうらこども塾、子どもパーク、スポーツ少年団の活動支援、公民館・文化センター事業など)	社会教育課 人権・同和教育課

	9	赤碕ふれあい広場のリニューアル整備	総務課
<b>③ ICT を活用した個別最適な学びの提供</b>			
	1	ICT を活用した個別最適な学習の充実	教育総務課
	2	情報を収集する能力や読み解く力を伸ばす授業の実施	教育総務課
	3	授業力向上のための教職員研修	教育総務課
<b>④ グローバルな社会で活躍できる人材の育成</b>			
	1	小中学校への ALT 配置	教育総務課
	2	オンラインによる国際交流体験の実施	教育総務課 企画政策課
	3	中学生の海外交流派遣の検討	教育総務課 企画政策課
<b>⑤ 大人に対する学びの環境づくり</b>			
	1	公民館、文化センター事業等でデジタル配信による講座の提供	社会教育課 人権・同和教育課
	2	寿大学、公民館、文化センター事業による学びの場の提供	社会教育課 人権・同和教育課
	3	熱中小学校への支援	企画政策課
	4	地域の歴史・文化資産を守り伝え、普及啓発する保存会等の活動支援	社会教育課
	5	図書館資料の充実と多様な学びの提供	社会教育課
<b>⑥ 歴史文化資源の活用と継承</b>			
	1	斎尾廃寺跡の発掘調査の実施	社会教育課
	2	町内文化財の適切な保存管理	社会教育課
	3	保存会活動の支援と人材育成の拡充	社会教育課
	4	歴史民俗資料館を利用した体験学習の充実	社会教育課
	5	指定・未指定文化財、歴史民俗資料館等の情報発信	社会教育課
	6	郷土資料の収集・保存と活用	社会教育課
<b>⑦ 文化・芸術活動の振興</b>			

# 令和5年度 琴浦町学校・こども園計画訪問実施要項（案）

琴浦町教育委員会

## 1 趣 旨

各学校、こども園の教育活動の現状や学校・園経営上の成果と課題を把握し、教育課程実施上の諸問題についての理解を深め、学校教育・幼児教育の充実に向けて支援することを目的に計画訪問を実施する。

## 2 訪問の視点

各学校、こども園の教育課題を明らかにし、幼児児童生徒の「遊びきる力」「生きる力」の向上や魅力ある学校経営・園経営の創造について意見交換を行い、今後の教育の推進方策等について協議する。

(1) 幼児児童生徒の実態（生活・学力）について

(2) 今年度の創意ある学校経営、園経営の取組について

- ・地域に根ざした教育活動
- ・一人一人の確かな学力の向上
- ・人権・同和教育の取組
- ・園・小・中学校連携の取組
- ・今日的な教育課題の解決
- ・特別支援教育の取組

(3) その他

- ・教育環境整備について

## 3 訪問について

各学校・・・前期、後期の2回訪問、全体会は2年に1度開催（午後）

こども園・・・年に1回訪問（前期3園・後期3園）、私立園は3年に1回訪問（後期）

## 4 時期、時間設定、当日の日程について

開催時期	前期：6月～7月（議会期間は除く）	後期：10月～11月
時間設定	午前 午前9時から正午までの間 午後 午後1時半から4時半までの間	午前 午前9時から正午までの間 午後 午後1時半から4時半までの間
日程	① 学校経営、取組の重点等の説明 ② 授業参観（1時間程度） ③ 懇談会及び全体会（全体会は1時間程度） ④ 環境確認	① 取組の経過報告 等 ② 授業参観（1時間程度） ③ 懇談会及び全体会（全体会は1時間程度）
備考	・懇談会…校長、教頭、各主任及び校長が必要とする教諭 ・全体会…全教職員対象、2年に1回開催（午後） ・環境観察…校舎内外の整備状況や安全、情操面からの環境観察 ・給食試食…午前訪問校で実施（学校側と相談して決定する。）	

## 4 計画訪問についての留意点

(1) 学校経営、訪問の視点等の説明に当たっては、学校評価のPDCAサイクルをいかして、学校要覧や資料等により具体的に説明してください。（プレゼン資料は印刷もお願いします）

(2) 各校の特色を生かした学習、研究テーマに沿った授業を公開してください。

ア 少人数指導、道徳、人権・同和教育の授業、学校図書館の活用等加配教員を活用した授業。

イ プログラミング学習、ICT、デジタル教科書を効果的に活用した授業。

(3) 授業一覧(ねらい・時数・活動場所・主な学習活動)を準備してください。

(4) 校舎内外の環境整備についても確認しますので、何かあれば説明をお願いします。

\*町の計画訪問と併せて県教育委員会の学校訪問も実施します。

\*短時間でいいので多くのクラスの参観をお願いします。

## 令和5年度前期 町教委学校訪問について

曜日	月	火	水	木	金
日にち	5月29日	5月30日	5月31日	6月1日	6月2日
午前				しらとりこども園	
午後					
日にち	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月23日
午前		やばせこども園			
午後					赤碕小
日にち	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月30日
午前	赤碕中	ふなのえこども園	浦安小	船上小	
午後					
日にち	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日
午前		八橋小	東伯中		
午後	聖郷小				

## 令和5年度 4月校長会連絡事項等

### 1 授業日数等

授業日数 小学校203日 中学校203日 給食実施基準日数 185日

### 2 琴浦町教育委員会関係行事予定

#### (1) 計画訪問

- ・令和5年度 全体会実施予定：赤碕中 浦安小 聖郷小 赤碕小  
前期は6月に実施予定。日程調整を行う。

【資料1】

#### (2) 学校一斉公開

- ・小学校 6月 8日(木) 午前中実施
- ・中学校 5月23日(火) 午前中実施

【資料2】

#### (3) 琴浦町教委主催研修会等年間予定

【資料3】

### 3 健康安全

#### (1) 春の全国交通安全運動 5月11日(木)～20日(土)

ワッペンを着用、登下校指導、地区安全ボランティアとの対面式等  
実施報告書を5月22日(月)までに提出

#### (2) 不審者事案の連絡体制の流れ

【資料4】

#### (3) アレルギー対応食の実施

### 4 生徒指導

#### (1) 児童生徒理解、支援の引き継ぎ(共通理解)

#### (2) スクールソーシャルワーカー活用事業について

【資料5】

SSWr 金田 (週30)・・・生徒指導委員会、いじめ対策委員会等への積極的活用を

SC 赤碕中校区 林(週8)

東伯中校区 小嶋(週6) 中村(週4)

※ 行政と専門家、学校と連携しながら教育相談、支援

#### (3) 要対協ケース連絡会について(4月中に学校訪問)

- ・児童相談所と顔合わせ会も兼ねて実施

### 5 特別支援教育

#### (1) 特別支援教育総合推進事業

- ・町特別支援教育コーディネーター配置(園先生)
- ・LD等専門員(中部教育局：尾崎先生)
- ・校内支援体制の整備と充実

#### (2) 通級指導教室

まなびの教室(八橋小) 足立先生 学びの教室(東伯中) 西田先生

今年度は4月24日(月)より正式に指導開始 火曜日は赤碕小、赤碕中で指導を行う。

- ・各小中 ちらし配布(メールで送付、参観日等で紹介)



令和5年度

# 琴浦町小中学校一斉公開

地域に開かれた学校づくりをめざして小中学校一斉公開を行います。  
広く町民の皆さんにも学校の様子をご覧いただき、よりよい学校づくりに努めたいと考えます。

今回は、午前中を公開しております。学習活動や児童生徒の様子、学校の教育環境などをご覧ください。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、検温、マスクの着用等をお願いする場合がありますので、ご承知ください。  
(体調調がすぐれない方の来校はご遠慮ください。)

第2回の公開は秋に各学校が企画して実施する予定です。



日時 (小学校) 令和5年6月 8日 (木)  
(中学校) 令和5年5月23日 (火)  
8時30分から12時30分まで  
(新型コロナ感染状況により中止とする場合は長 HP 等で連絡します)

東伯中学校 (52-2326)	赤碕中学校 (55-0002)
浦安小学校 (52-2404)	赤碕小学校 (55-0506)
聖郷小学校 (52-3016)	船上小学校 (55-0601)
八橋小学校 (52-2950)	

公開に当たって

- ※ 必ず受付をしてください。
- ※ アンケートにご協力ください。



問合わせ先

琴浦町教育委員会 教育総務課 (52-1160)

～やさしさの貯金～



琴浦町では「10秒の愛」を子育ての合い言葉にしています。  
たかが10秒 されど10秒  
10秒の愛は子どもたちを幸せにするのです